

○鯖江広域西番スポーツセンターの設置
および管理に関する条例

（昭和61年3月25日）
（条例第1号）

（目的）

第1条 この条例は、鯖江広域西番スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の設置および管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称および位置）

第2条 スポーツセンターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 鯖江広域西番スポーツセンター

位置 鯖江市西番町第15号27番地

（管理）

第3条 スポーツセンターは、鯖江広域衛生施設組合が管理する。ただし、管理者が必要と認めるときは、鯖江市に管理を委託することができる。

2 前項ただし書きの委託料は、無料とする。

（委任規定）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。